

沖縄県の最低賃金が変わります！

10月8日から

時間額 820 円

沖縄県内で事業を営む使用者、労働者に適用されます。

使用者も労働者も必ずチェック「最低賃金」



お問い合わせ 沖縄労働局 賃金室
☎ 868-3421

住まいの総合相談窓口

賃貸借契約、土地・建物の売買、請負工事の契約関連トラブルなど、住まいに関する問題でお困りの事はありませんか？常駐の相談員による住まいに関する一般的な相談・情報提供も無料で行っていますので、お気軽にご相談ください。

相談時間 平日、第3土日 9:00～17:00
※12:00～13:00は除く

お問い合わせ 住まいの総合相談窓口
(沖縄県住宅供給公社内)
☎ 917-2433

11月11日～17日は「税を考える週間」

国税庁では、国民の皆さまに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的にさまざまな広報公聴施策を実施しています。

- 国税庁ホームページによる広報
- SNS を利用した広報
- 講演会の実施や関係民間団体との連携

詳しくは
こちらから➡



所得税及び復興特別所得税の予定納税 (第2期分) の納税をお忘れなく

納期: 11月1日(月)～11月30日(火)

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3/1相当額を「予定納税」としてそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めることとなっています。

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。

第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、11月15日(月)までに、「予定納税額の減額申請書」を所轄税務署に提出してください。

- 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。
<https://www.nta.go.jp>

自衛官募集のご案内

| 種目 | 受験資格 | 受付期間 | 試験日(1次) |
|-------------------|--------------------|---------------------|-----------------------|
| 自衛官候補生(男女) | 18歳以上33歳未満 | 年間を通じて行っています。 | 受付時にお知らせします。 |
| 陸上自衛隊高等工科学校生徒(推薦) | 男子で中卒(見込) 17歳未満 | 11月1日～12月3日 | 令和4年1月8日～11日(いずれか1日) |
| 陸上自衛隊高等工科学校生徒(一般) | | 11月1日～ 令和4年1月14日 | 令和4年1月22日・23日(いずれか1日) |

お問い合わせ 自衛隊沖縄地方協力本部 ☎ 0980-52-4064